

下水道が整備されてからはどうするの、経費は？

公共下水道事業

水洗化工事

区域の工事が完了し、供用開始となつてから三年以内に水洗化工事をすることが義務付けられています。

水洗化の工事費は、公共ますと家屋との距離や台所、トイレなどの配置、使用する材料などにより差がありますが、一般家庭の場合であれば五十万円から六十万円ぐらいです。市では皆さんの経済的負担をなるべく少なくするため、義務期限内に水洗化工事されたかたに工事費用を金融機関へ融資あつせん、その利子を市で負担しています。

受益者負担金

下水道の整備には多額の費用がかかります。そこで下水道が整備されることによって利益を受けるかたに建設費の一部を負担していくものの土地所有（権利）者に負担していただくもので、一度限りの負担です。

使用料金

水洗化工事が終わり下水道を使用するようになると、流した污水の量に応じて毎月下水道料金を納めていただきます。使用料は下表上段のとおりです。

農業集落排水事業

水洗化工事

農業集落排水事業の場合、法律などによつて義務付けはされていませんが、公共下水道事業と同じく供用開始後三年以内に水洗化工事をすることとしています。また、水洗化工

事に要する経費も変わりありません。ただし、金融機関への融資あつせんなどの制度はありません。

受益者分担金

公共下水道と異なり、区域内の土地などに対する負担金の支払いの必要はありませんが、事業に要した経費から国、県、市等の補助金を差し引いた額（事業に要した経費の3%相当額）を分担金としてその地域の受益者に負担していただきます（一戸あたりの負担額は二十万円が限度とされています）。

使用料金

公共下水道事業と異なり、流した污水の量ではなく、世帯の人数によって使用料が決定されていますので、人数に応じて毎月下水道料金を納めています。使用料は左表下段のとおりです。

水洗化工事
設置にかかる工事費は浄化槽の規模（人槽）によって異なりますが、標準的な八一十人槽で百二十万から百六十万円です。市ではこの設置費の一部を補助しているものです。

維持管理費

合併処理浄化層は自らが設置・管理するところ、他の下水道事業のように受益者負担金や分担金及び使用料というのはありません。そのかわり浄化槽を常に正常に作動させるため、保守点検や清掃などの適正な維持管理が義務付けられています。

維持管理にかかる経費は、保守点検料、薬品補給料、清掃料、法定検査料、モーターの電気使用料などで、標準的な八人槽の場合一年目で約九万七千円、二年目以降約九万四千円かかります。

公共下水道・農業集落排水

- ・くみ取り便所や側溝のドブの臭いがなくなりました。衛生的で水洗にしてよかったです。
- ・以前くみ取り便所だったときは、東京にいる孫が嫌がつて遊びに来たくないと言っていたが、水洗にしてからは喜んで来てくれるようになりました。
- ・周囲の側溝の臭いがなく、ハエ

利用者の声

合併処理浄化槽設置者

- ・設置したいと思ってから期間があまりかかりないのでよかったです。
- ・補助金はありがたいが、予想以上に維持管理費がかかると思う。

街が生き 暮らしがはずむ 下水道

下水道展のお知らせ

市では、皆さんに下水道のことよく知つてもらい、下水道事業をいつそう進めていくため、昨年

に引き続き下水道展を開催します。皆さんお誘い合わせのうえご来場ください。

とき 10月1日
ところ 正札竹村

下水道相談、排水設備機器等の展示、景品抽選会など

内容

設置したいと思ってから期間があまりかかりないのでよかったです。

